

指定管理者の指定に係る選定審査について(報告)

令和4(2022)年7月
国立市指定管理者選定委員会

目次

はじめに	2
1 くにたち未来共創拠点矢川プラスについて	3
(1) 施設概要	3
(2) 施設の設置目的	3
(3) 休館日	3
(4) 開館時間	4
(5) 指定管理の対象施設	4
(6) 主な業務の内容	4
2 審査手法	5
3 審査結果	
(1) 指定申請者	6
(2) 指定管理者候補者選定審査結果	6
(3) 付帯意見	11
(4) まとめ	11
4 参考資料	
(1) 指定管理者選定委員会等開催経過	12
(2) 指定管理者選定委員会委員名簿	13

はじめに

国立市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に行うため設置されています。その役割は大別すると、次の事項となります。

- （１） 指定管理者制度の導入手法、指定期間、選定基準について、各施設の選定検討部会報告書を基に審査、検討を行うこと。
- （２） 指定管理者の候補者について審査すること。
- （３） 指定管理者制度への移行後、必要に応じて指定管理者の指定の取消し、又は管理業務の停止の処理について審査すること。

令和４年度の選定委員会では、くにたち未来共創拠点矢川プラスに関して、まず、上記事項（１）の公の施設の指定管理者の導入手法・指定期間・選定基準について、令和４年５月に検討を行い、令和４年６月に別途報告を行いました。

その中で確認された施設の選定基準に従い、令和４年７月１２日に、指定申請者から提出された事業計画書や収支計画書及び選定委員会におけるヒアリングをもとに、上記事項（２）について、審査を行いました。

その結果、より効果的な施設運営に努めてもらうため意見を付す事項がありましたが、指定申請者について、選定基準に適合すると判断し、指定管理者の候補者に認定することとなりました。

以下、その審査結果等につつまして報告いたします。

1 くにたち未来共創拠点矢川プラスについて

(1) 施設概要

くにたち未来共創拠点矢川プラス（以下「矢川プラス」という。）は、東京都による都営矢川北アパートの建替事業に伴い生じる土地である「矢川公共用地」の活用計画に基づき、人口減少・超少子高齢社会に対応する次世代育成を核としたまちづくりの一環として、周辺の地域課題（高齢化の進展、にぎわいの創出等）を調査するとともに、施設機能やコンセプトについて、市民の方を中心に多くの意見を伺いながら検討を進めてきた国立市初の複合公共施設である。

名称	くにたち未来共創拠点矢川プラス
所在地	国立市富士見台4-17-65, 66
延床面積	約1,900㎡
構造	S造 地上2階
開設年月日	令和5（2023）年4月
施設内容	①児童館 330㎡ ②子育てひろば 230㎡ ③幼児教育センター 150㎡ ④多目的ルーム（スタジオ含む） 230㎡ ⑤共用部（エントランスホール、とおり土間等） 960㎡ ⑥多目的ひろば（外構）（屋外スペース） 1,000㎡ ⑦その他（事務室、倉庫、廊下、トイレ等） 660㎡

(2) 施設の設置目的

国立市では、「人間を大切に作る」というまちづくりの理念の下、人と人とのつながりを大切にする国立市において、人々を取り巻く暮らしの環境が変化し、並びに超高齢社会及び人口減少社会が進展している状況に鑑み、子育て・子育てを支援するとともに、子どもから高齢者までの多様な世代が集い、つながり、及び交わる拠点を創出することにより、次世代を担う子どもたちが主体的に生きていく力を育むとともに、人々の新たな関係性の構築及び世代間交流の推進並びに地域の活性化を図り、もって、まち全体に元気をもたらすため、矢川プラスを設置する。

(3) 休館日

矢川プラスの休館日は、くにたち未来共創拠点矢川プラス条例（以下「条例」という。）第9条の規定により、下記のとおりとする。ただし、多目的ひろばについては、常時開放する。

- ① 毎月第1、第3木曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する祝日に当たるときは、市と協議の上別途設定する。
- ② 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

なお、上記①、②にかかわらず、市が臨時的に修繕又は点検等が必要と判断した場合及び特別な事情により施設を利用する必要が生じた場合には、団体又は個人の利用を制限又は臨時に休館する場合がある。

③矢川プラス各施設の休業日は下表のとおり（予定）

対象	休業日
①矢川児童館	検討中
②子育てひろば	矢川プラスと同様
③幼児教育センター	土曜日、日曜日及び祝日
④多目的ルーム（スタジオ含む）	矢川プラスと同様
⑤共用部（エントランスホール・とおり土間）	矢川プラスと同様
⑥多目的ひろば（外構）	終日開放

(4) 開館時間

矢川プラスの開館時間は、条例第10条の規定により、午前9時から午後10時までとする。ただし、多目的ひろばについては、常時開放する。

矢川プラス各施設の開業時間は下表のとおり（予定）

対象	開業時間
①矢川児童館	検討中
②子育てひろば	9：00～17：00
③幼児教育センター	9：00～17：00
④多目的ルーム（スタジオ含む）	9：00～22：00
⑤共用部（エントランスホール・とおり土間）	9：00～22：00
⑥多目的ひろば（外構）	終日開放

(5) 指定管理の対象施設

指定管理の対象は、(1)施設概要のうち、①児童館を除くすべての施設。なお、①児童館については、国立市の運営となるが、利用者に影響を与えないよう、市と適切な連携を図るものとする。

(6) 主な業務の内容

- ・ 子育てひろば及び幼児教育センターの運営業務
- ・ 多目的ルーム（スタジオ含む）及び共用部（エントランスホール・とおり土間）の利用受付等業務
- ・ 施設の維持管理業務
- ・ 矢川プラスで行う事業の実施及びコーディネート業務
- ・ その他庶務的業務等

2 審査手法

(1) 審査手法

各施設の選定基準に基づき、各委員の合議により○△×の3段階で評価する。
評価基準は以下のとおり。

- = 評価の観点を概ね満たしている
- △ = 評価の観点を一部満たしていない部分があるが、他の公共施設の管理運営内容の水準以上である。
- × = 評価の観点を満たしていない部分が多く、他の公共施設の管理運営内容の水準未満である。

(2) 評価単位

評価の観点の項目ごとに○△×をつける。

(3) 評価の考え方

△及び×の数や内容等を総合的に勘案して指定管理者の候補者とするか否かを判断する。また、選定委員会で意見があった事項について、付帯意見として明記する。

3 審査結果

(1) 指定申請者

社会福祉法人 くにたち子どもの夢・未来事業団

(2) 指定管理者候補者選定審査結果

審査項目	評価の観点	評価	評価理由
1. 管理運営における基本方針	【運営方針】 ・管理運営方針は施設の設置目的に合致しているか	○	指定管理者が掲げているコンセプト及びビジョン「子どもと創る、未来のまち」では、子どもを中心に据えながら、多様性、多世代交流、地域連携等が掲げられている。矢川プラス条例の設置目的を適切に捉えた運営方針であるといえる。
	【コンプライアンス】 ・遵守すべき法令等を特定しているか	○	施設の維持管理や運営に関する関係法令が特定されているとともに、これらの周知、法令改正に対する情報共有等についても言及されている。
2. 公平な利用の確保	【利用者への対応】 ・ソーシャルインクルージョンの視点をもった利用者対応が心掛けられているか ・利用者ニーズに沿ったサービスの提供を行う具体的な仕組みはあるか ・接遇マニュアル策定の検討は行われているか	○	全職員のユニバーサルマナー検定3級の取得が計画されており、ソーシャルインクルージョンの視点をもった利用者対応が期待できる。 利用者や事業アンケートに加え、利用者懇談会の開催が検討されており、ニーズの把握とそれに沿ったサービスの提供が可能である。
3. 設置目的に適合する利用促進	【事業立案】 条例第3条に位置付けられている下記事業に対応する事業立案がなされているか (1) 多世代の交流及び居場所	△	幼児教育センターに関する事業については、現在の実践を生かした取り組みとなっており実効性があるといえるが、多世代交流、地域コミュニティの活性

	<p>づくりに関すること。</p> <p>(2) 子育て・子育ての支援に関すること。</p> <p>(3) 幼児教育の推進に関すること。</p> <p>(4) 健康づくり及び高齢者の生きがいに関すること。</p> <p>(5) 地域コミュニティの活性化に関すること。</p> <p>(6) まちのにぎわいづくりに関すること。</p> <p>・立案された事業の具体性、実効性が確保されているか</p> <p style="text-align: right;">等</p>		<p>化、まちのにぎわいづくりなどについて、更なる事業立案及び実効性確保に向けた積極的な検討・取組を行い、施設活用事業等において実現を図る必要がある。</p>
	<p>【広報】</p> <p>・施設・事業案内に関する情報を幅広く周知する仕組みが設けられているか</p> <p>・利用拡大に向けた広報計画が策定されているか</p> <p>・SNS やホームページの積極的な活用が計画されているか</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>△</p>	<p>広報や情報発信に関する業務が指定管理者事業として明確に位置づけられおり、幅広い媒体の活用等が年次ごとに計画されているが、具体的なコンテンツの内容、発信頻度、対象等、より踏み込んだ検討が必要である。</p>
	<p>【利用者意見】</p> <p>・苦情対応マニュアル策定の検討は行われているか</p> <p>・利用者の苦情や要望等を適切に把握し、改善や解決につながる具体的な仕組みを有しているか</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>○</p>	<p>苦情マニュアルの策定検討に加え、「2. 公平な利用の確保」の評価にもあるとおり、利用者ニーズの把握に努めているとともに、利用者要望対応シートの導入も検討されている。</p>
	<p>【連携】</p> <p>・地域、関係機関、ボランティア等の関係団体との連携が計画されているか</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>○</p>	<p>「事業の進め方」として、地域との連携・共有が掲げられており、これを実現するための一部として、イベントのコーディネート業務が計画されている等、多様な主体との連携が想定されている。</p>
<p>4. 適切な会計管理</p>	<p>・指定管理料の適正執行に関する監査等の実施は計画されているか</p> <p>・経理事務における内部チェッ</p>	<p>○</p>	<p>法人の各種規程に基づき、指定管理料（運営費の使用）に対する監査、経理事務の内部チェックを適</p>

	<p>クの仕組みは標準化されているか</p> <p>・財政基盤（経営・収支）は安定しているか</p> <p style="text-align: right;">等</p>		<p>切に行うことが計画されている。</p>
5. 管理経費の縮減方策	<p>・物品購入契約等に関する、入札（見積比較等）は実施されているか</p> <p>・積算根拠を明確にした予算書等の作成は実施されているか</p> <p>・具体的な経費削減（又は歳入増加）の取組みは実施されているか</p> <p style="text-align: right;">等</p>	○	<p>法人の経理規程に基づき入札の実施が行われている。</p> <p>歳入増加の取組みの一環として、補助金等の積極的な活用に加え、自主事業の有償化が検討されており、中長期的な指定管理料の削減が期待できる。</p>
6. 職員体制及び研修体制	<p>【職員体制】</p> <p>・適正な職員配置計画となっているか</p> <p>・職員への指導育成体制は計画されているか</p> <p style="text-align: right;">等</p>	○	<p>子育てひろばのように保育者が必要な施設については、開所日数の拡大に伴い、増員が計画されている。</p> <p>幼児教育センターについては、これまでの実践を維持する体制と、それを拡充するための発信事業や啓発事業を実施するための常勤職員が配置される計画となっている。</p> <p>また、運営管理・活用や広報・情報発信部門と、イベント調整・地域連携にそれぞれ常勤職員が配置される計画となっており、業務実施体制として適切である。</p>
	<p>【研修体制】</p> <p>・職員研修計画の策定を検討しているか</p> <p style="text-align: right;">等</p>	○	<p>法人の役員の多様な経歴・実績を生かした内部研修が計画されている一方、窓口職員に必要なスキル取得のための研修も計画されている等、職種に応じた適切な研修体制であるといえる。</p>

7. 個人情報保護及び情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の漏洩、滅失、き損及び改ざんの防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置が講じられているか ・個人情報に係る研修は計画されているか ・情報公開の取り組みは適切か <p style="text-align: right;">等</p>	○	<p>法人として「個人情報保護に関する方針」や「個人情報保護規程」が整備されている。</p> <p>個人情報保護に関する研修も計画されており、情報公開についても、上記規程に基づき適切に対応可能である。</p>
8. 安心・安全の確保	<p>【安心・安全の体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多世代にわたる利用者の安全性確保への配慮はなされているか ・多様な利用者の安全性確保への配慮はなされているか ・事故防止に向けた取り組みは検討されているか <p style="text-align: right;">等</p>	△	<p>幅広い世代が利用する施設であることを想定した、動線の確保に配慮した避難訓練が計画されているが、不審者等への対応マニュアルや職員訓練など、安心・安全の確保に向けた更なる取組が必要である。</p> <p>しょうがいしゃの利用・来館については、合理的配慮に基づく対応が言及されているものの、より具体性が必要である。</p>
	<p>【緊急時対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡体制の構築は検討されているか ・多様な利用者に対する「緊急時対応マニュアル」作成が予定されているか ・災害用備品・備蓄品の設置が計画されているか <p style="text-align: right;">等</p>	△	<p>緊急連絡網の策定に加え、疾病・負傷・災害・事故に対応するマニュアル策定が予定されているが、多世代かつ多様な利用者に対応できるマニュアル策定まで想定されている必要がある。</p>
9. 施設・設備の維持管理	<p>【施設・設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の日常的な保守点検リストの策定が計画されているか ・定期的な保守点検計画を策定予定はあるか <p style="text-align: right;">等</p>	○	<p>建物管理業者との間で点検内容の共有化が計画されているとともに、設備の年間維持管理計画の策定及び当該計画に基づいた定期的なメンテナンスが計画されている。</p> <p>また、5年以上の指定期間を見据え、急な修繕に対応できる予算体制が計画されている。</p>

	<p>【備品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品台帳の策定等、備品の適切な管理が図られているか ・安全性のチェック等、備品点検の仕組みはあるか <p style="text-align: right;">等</p>	△	<p>法人として固定資産台帳及び備品管理システムを整備していることから、当該法人の物品に関する適正管理は可能である。</p> <p>一方、市から提供を受ける備品もあり、それらに関する維持管理方針を示す必要がある。</p>
	<p>【衛生管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設を清潔に保つための清掃業務が計画されているか ・適切な感染症対策が計画されているか <p style="text-align: right;">等</p>	○	<p>定期清掃業務における年間計画の策定が予定されている。また、新型コロナウイルス感染症対策については、公の施設であることを理解し、市の対応方針への準拠について言及されており、適切であるといえる。</p>
<p>10. 設置目的に適合する自主事業の提案等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・矢川プラスの設置目的に適合した自主事業の提案がなされているか ・新たなサービス展開に向けた提案等はなされているか <p style="text-align: right;">等</p>	△	<p>幼児教育センターにおける「研修」「連携」「発達支援」に関する事業が計画されているとともに、指定管理者の強みである子どもを中心に据えつつ、かつ、多世代交流活性化が図られる独創的な事業や仕組みが提案されているが、実現に向けた事業規模、財源及び人員等を明確にする必要がある。</p>

(3) 付帯意見

- ・ 設置目的に適合した事業立案について
多世代交流、地域コミュニティの活性化及びまちのにぎわいづくりなど、幼児教育の推進以外の事業について、更なる事業立案及び実効性確保に向けた積極的な検討・取組を行い、施設活用事業等において実現を図っていただきたい。
- ・ 安心・安全の確保について
矢川プラスは広く開かれた施設であるため、不審者等への対応マニュアルや職員対応訓練など、安心・安全の確保に向け、更なる検討・取組を行っていただきたい。
- ・ 広報活動について
具体的なコンテンツの内容、発信頻度、対象者、目指す方向性等、より踏み込んだ検討・取組を行っていただきたい。
- ・ 設置目的に適合する自主事業の提案について
提案されている自主事業について、矢川プラスの運営及び幼児教育センターの実践等を踏まえ、規模、財源及び人員等を検討し、実現に向けた具体的な取組を行っていただきたい。
- ・ 成果指標、数値目標について
成果目標として、年間来館者数 81,500 人以上、5年間合計来館者数 430,000 人以上、利用者満足度 75%以上を設定しているが、年度単位に留まらない目標設定や、来館者の年齢や地域等、より細かい目標を設定することを検討されたい。また、矢川プラスが設置されたことによる効果やインパクトを定性的に評価するための指標、目標等を検討されたい。

(4) まとめ

(2) 指定管理者候補者選定審査結果のとおり、選定基準の評価の観点を満たしており、指定申請者を指定管理者の候補者に認定する。ただし、より効果的な施設運営が望まれるため、△とした項目及び(3)付帯意見を意識した施設運営を行うよう、選定委員会として求める。

4 参考資料

(1) 指定管理者選定委員会等開催経過

令和3年8月～ 令和3年9月	【国立市指定管理者選定検討部会の設置・開催】 指定管理者選定検討部会を立ち上げ、指定管理者による管理運営を行うことの是非を検討
令和3年10月12日	【令和3年度第4回国立市行財政健全化推進本部の開催】 指定管理者選定検討部会からの報告を踏まえて、矢川プラスについては指定管理者による管理運営を行うことを決定
令和3年10月～ 令和4年4月	【国立市指定管理者選定検討部会の開催】 引き続き、指定管理者選定検討部会において指定管理者の導入手法、指定期間、選定基準等を検討
令和4年4月27日	【令和4年度第1回国立市行財政健全化推進本部の開催】 指定管理者選定検討部会からの報告を踏まえて、方向性について市の考え方を集約
令和4年5月24日	【令和4年度第1回国立市指定管理者選定委員会の開催】 市で集約した導入手法、指定期間、選定基準等に対し、委員から意見を聴取
令和4年6月14日	【令和4年度第3回行財政健全化推進本部会議の開催】 指定管理者選定委員会の検討結果のとおり、導入手法、指定期間、選定基準等を決定する旨を行財政健全化推進本部において確認
令和4年6月	特定とした事業者に事業計画書等の提出を依頼
令和4年7月12日	【令和4年度第2回国立市指定管理者選定委員会の開催】 「くにたち未来共創拠点矢川プラス」の指定管理者の指定申請者から提出された事業計画書等を審査し、指定管理者候補者を選定

(2) 指定管理者選定委員会委員名簿

(敬称略)

令和4年7月12日現在

氏名	委員区分	備考
竹内 光博	副市長	委員長
宮崎 宏一	政策経営部長	副委員長
山重 慎二	学識経験者委員	
河合 敬則	学識経験者委員	
市岡 一彦	市民委員	
秦 和壽	市民委員	
長田 保	市民委員	
大川 潤一	健康福祉部長	
松葉 篤	子ども家庭部長	
黒澤 重徳	生活環境部長	
北村 敦	都市整備部長	
橋本 祐幸	教育部長	